稲城市立長峰小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

I いじめ防止等の基本的な考え方

(1)いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身 の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち児童等が安心して学習 その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、 学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対 策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進 捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催(原則24時間以内)し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1)分かる授業づくり

児童等一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

(2)道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童等がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3)体験活動の充実

他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(4)学級経営の充実

学級活動において、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ児童等の自己有用感や自尊感情を育む。

(5)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校児童等のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童等及び保護者に対し、SNSながみねルールを活用して情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見のための取組み

(I) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年に3回児童等に対するアンケート調査を実施する。 (その他必要に応じてアンケート調査を実施する。)

(2)いじめ対策委員会の実施

アンケートや聞き取り等をもとに対策委員会を実施し全児童の様子を把握する。ふれあい月間後には全職員参加の臨時対策委員会を実施し、全児童の情報を共有する。

(3)教育相談の実施

年に3回教育相談期間を設けて、全児童等を対象とした教育相談を実施する。

(4)日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して児童等及び保護者との連絡を密にし信頼関係を築く。

(5)いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施しいじめ防止に関する教職 員の資質向上を図る。また、教育相談の手法についての研修を年に1回以上行う。

5 いじめに対する早期対応

- (I) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童等が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1)重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合等)(生命心身財産重大事態)
- イ いじめにより児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校重大事態)

(2)重大事態への対応

- ウ 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の 下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- オいじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- カ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - ※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。